



2023年7月18日

各 位

会 社 名 株式会社クスリのアオキホールディングス
代表者名 代表取締役社長 青木 宏憲
(コード番号 3549 東証プライム)
問合せ先 取締役管理部門担当 八幡 亮一
(TEL 076-274-6115)

定時株主総会の付議議案及び株主提案に関する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年8月開催予定の第25回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の目的事項に関し、当社株主であるOASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.（以下、「提案株主」といいます。）より、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、取締役会として、会社提案（第1号議案から第3号議案まで）を付議する旨及び株主提案について真摯に検討した結果、本株主提案に対して反対する旨を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案株主

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.

2. 本定時株主総会の付議議案

<会社提案>

第1号議案：定款一部変更の件

第2号議案：取締役10名選任の件

第3号議案：補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

第4号議案：取締役1名選任の件

第5号議案：定款一部変更の件（筆頭独立社外取締役の選任）

第6号議案：定款一部変更の件（指名報酬委員会の設置）

第7号議案：社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件

第8号議案：社外取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬額決定の件

※会社提案議案の詳細については、2023年7月18日付「定款一部変更に関するお知らせ」及び「新任社外取締役候補者の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

※株主提案に係る各議案の要領及び提案の理由については、別紙において提案株主から受領した株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しておりますのでご参照ください。なお、本株主総会の第1号議案から第3号議案が会社提案となっている関係上、別紙における議題1から議題5は、それぞれ第

4号議案から第8号議案となっている点にご留意ください。

3. 本株主提案（第4号議案から第8号議案）に対する当社取締役会の意見

第4号議案：取締役1名選任の件

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対します。

(2) 反対の理由

本株主提案によれば、業界再編の機運が高まり、統合への対応が取締役の重要な役割となる中で、取締役会に助言し業務執行を監督するために、M&Aに知見を持ち、高い独立性を持つ社外取締役を追加するとあります。しかしながら、当社は、「健康と美と衛生」を通して社会に貢献し、地域のお客様から信頼される企業づくり及び当社の中長期的な企業価値の向上のために、2022年5月期から2026年5月期を対象とする中期経営方針である「Vision2026」を策定しております。本中期経営方針において、2026年5月期の売上高目標を5,000億円として定め、重点取り組み事項として、「①フード&ドラッグ(※1)の実現」「②調剤併設率(※2)70%」「③ドミナント化(※3)への移行」を掲げ、その遂行にあたっておりますので、現時点において、統合への対応が当社取締役の重要な役割であるとは考えておりません。

もともと、当社のガバナンス強化という観点から、社外取締役の増員が必要であるとの認識は当社も同様ですが、当社取締役会としては、一層厳しさを増す経営環境の中で、当社が企業価値を今後も継続して高める上では、当社の経営の前提となる業界及び当社事業に対する深い理解及び知見を有し、取締役会に助言することが可能な社外取締役の増員が必要であると考えております。

そこで、当社は、本定時株主総会において、現任取締役9名の再任及び新任社外取締役候補者1名の選任を会社提案議案として上程することといたしました。また、提案株主より推薦を受けた候補者（以下、「株主提案候補者」といいます。）につきましては、他の社外取締役候補者と同様に、人事を管掌する管理担当取締役及び管理本部長による面談を実施したうえで、社外取締役も参加する取締役会において慎重に審議・検討いたしました。本株主提案のとおり、株主提案候補者のM&Aにおける経験や識見は当社が実施した面談でも認められましたが、株主提案候補者を当社の社外取締役として迎え、取締役会に対する助言や監督を頂くよりも、M&A仲介会社の代表者として、当社の事業成長に資する潜在案件の紹介等を頂く方が、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは望ましいのではないかと考えており、株主提案候補者の経験、識見、実績及び当社事業に対する理解を踏まえても、株主提案候補者を取締役に選任する必要はないと判断いたしました。

なお、現在、当社定款上の取締役員数の上限は10名となっており、株主提案候補者の選任を株主の皆様にお諮りするにあたり、定款上の取締役員数の上限を引上げることも検討いたしましたが、上記の通り、当社取締役会として、株主提案候補者を選任する必要がないとの判断に至ったことに加え、当社の事業内容や、企業規模に鑑みた取締役会の適正規模の観点から、現時点で、取締役員数の上限を引上げる必要はないと判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

※1：加工食品、酒類及び生鮮食品等を取り扱う食品強化型のドラッグストア

※2：(当社の調剤薬局を開局している店舗) ÷ (スーパーマーケット・専門調剤除く当社全店舗)

※3：既存出店エリア内での多店舗化

第5号議案：定款一部変更の件（筆頭独立社外取締役の選任）

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対します。

(2) 反対の理由

当社は、筆頭社外取締役には、「社外取締役間の議論、認識共有」「社内取締役や経営陣との意思疎通」「社外取締役と監査役・監査役会との連携」などの役割が主に期待されているものと認識しておりますが、一般的に社外取締役には各々が自らの判断のもと、取締役会に助言し業務執行を監督することが期待されており、これらは当社の現行体制でも実現されており、本年実施いたしました取締役会の実効性評価でも確認しております。

よって、本定時株主総会で予定している社外取締役の増員を踏まえても、筆頭独立社外取締役を選任する必要性はなく、むしろ本株主提案のような規定を定款に設けることは、多様な知見や経験を有する当社社外取締役による自律的な助言・監督機能の発揮を妨げるおそれがあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

なお、本株主提案において提案株主は、当社の IR 担当取締役及びその他の取締役との面談を求めたものの、当社が提案株主の要請を一切拒絶し、提案株主が社外取締役に対して直接行動を計る行動を見せて、ようやく IR 担当取締役との面談が設定されたと述べておりますが、当社は 2022 年 8 月 18 日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しておりますとおり、株主との建設的な対話に関する方針（以下、「当社 IR 方針」といいます。）を以下のとおり定めているところ、提案株主からの面談要請に対しても、当社 IR 方針に則り対応を行ったものであり、提案株主からの要請について取締役会に報告するとともに、当社 IR 方針について、提案株主にも面談の調整に際して説明を行っており、提案株主による、提案株主の要請を「一切拒絶した」との主張は、当社の認識とは異なるものであります。

また、提案株主と IR 担当取締役との面談については、提案株主より受領した、社外取締役との面談要請を真摯に検討すべく、当社取締役において議論を行い、当社 IR 方針において、社外取締役との面談は設定していない旨が明示されていることに照らし、株主間での平等性や公平性を損なわない形で、提案株主からの要請に最大限応える方法として、提案株主に対し、当社 IR 担当取締役による面談実施を提案するとの結論に達し、提案株主との合意に基づき、設定に至ったものです。よって、「提案株主が社外取締役に対して直接行動を計る行動を見せて、ようやく IR 担当取締役との面談が設定された」との主張も、当社の認識とは異なるものであります。

【原則 5.1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では管理担当役員を IR 担当役員とし、経営戦略室経営企画課を IR 担当部署としております。また、株主との建設的な対話を促進するために 下記の取組みを実施しております。

1. 株主との対話全般については経営企画課が所管しており、IR 担当役員が統括をしております。社内取締役による対話の機会は設けておりますが、現在は、社外取締役や監査役による対話の機会は設けておりません。今後必要に応じて開催を検討いたします。
2. 対話を補助するために、経営企画課が中心となり各部門と連携しながら情報を共有しております。
3. 個別面談以外の対話の手法として、本決算及び第 2 四半期終了後に機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。
4. 株主との対話における、貴重なご意見、ご指摘につきましては当社幹部会等において共有しております。
5. 株主との対話につきましては、当社において定められている「インサイダー情報管理規程」に則ってインサイダー情報に留意しながら進めております。また、沈黙期間を設定しております。

第6号議案：定款一部変更の件（指名報酬委員会の設置）

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対します。

(2) 反対の理由

当社は以前より、指名及び報酬決定に係るプロセスの客観性・透明性向上を求める近時の資本市場からの要請を認識しており、また当社に対し、提案株主を含む株主や投資家の方々からも同様のご意見やご提案を頂いていたことから、現在、当社において、指名報酬委員会の検討を始めております。

上記の通り、提案株主による本議題の趣旨は当社も理解しているところ、本株主提案のような規定を定款に設けることは、当社の指名及び報酬決定プロセスの機動的かつ柔軟な運用を困難とし、かえって当社のコーポレートガバナンス体制を硬直化させるおそれがあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたしますが、指名報酬委員会の設置に係る当社の検討状況や決定事項につきましては、今後開示すべき事項が発生し次第、速やかにお知らせいたします。

第7号議案：社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対します。

(2) 反対の理由

提案株主によれば、取締役会の業務執行を適切に監督し、企業価値を向上させるためには、経験豊富かつ有能な人材を社外取締役として選任することが必須であり、そのためには、社外取締役に対しその役割に見合う正当な報酬を支払わなければならないとしておりますが、この点については当社も同様の認識であります。

しかしながら、取締役への報酬は、各取締役の知見・経験や役割に応じた報酬を設定すべきであり、基本報酬の額を個人別に固定することは、提案株主が主張するように、報酬の予見可能性を高めることに繋がると思われる一方、かえって報酬の支給根拠が不明瞭となるおそれがあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

第8号議案：社外取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬額決定の件

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対します。

(2) 反対の理由

株主提案によれば、本提案は当社の社外取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とするところありますが、社外取締役の報酬は、独立性確保及び適切な監督機能発揮の観点から、固定報酬のみによって構成されることが望ましいと考えております。

また、国内をはじめとする多くの機関投資家の議決権行使基準においても、社外取締役を対象とする株式報酬には原則として反対するとされており、あえて当社として社外取締役に対する個人別の譲渡制限付株式報酬を導入する必要はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

以 上

(別紙)

提案株主から受領した株主提案書面を原文のまま掲載しております。

2023年6月15日

〒924-8510

石川県白山市松本町 2512 番地

株式会社クスリのアオキホールディングス

代表取締役社長 青木 宏憲 様

Cc : 同取締役会 御中

Maples Corporate Services Limited, PO Box 309,
Ugland House South Church Street, George Town,
Grand Cayman, KY1-1104,
Cayman Islands

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.

株主提案書

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. (以下「オアシス」という。)は、株式会社クスリのアオキホールディングス (以下「当社」という。)の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2023年8月開催予定の当社第25回定時株主総会 (以下「本定時株主総会」という。)において下記第1に記載する議題 (以下「本議題」という。)を株主総会の目的とすることを提案するとともに、本議題について、下記第2に記載する議案 (以下「本議案」という。)を提出するとともに、会社法第303条第2項、同法第305条第1項、同法第325条の3第1項第4号及び同法第325条の4第4項並びに会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領を株主に通知することを請求する。

第1 提案する議題

- 議題1：取締役1名選任の件
- 議題2：定款一部変更の件（筆頭独立社外取締役の選任）
- 議題3：定款一部変更の件（指名報酬委員会の設置）
- 議題4：社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件
- 議題5：社外取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬額決定の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1：取締役1名選任の件

(1) 議案の要領

池井良彰氏を取締役として選任する。

(2) 提案の理由

当社創業家は当社社内取締役5名のうち3名を占めるだけでなく、合計で当社株式約30%弱を保有し、最高顧問・会長・社長・副社長といった要職を寡占しており、創業家が当社における大きな影響力を持つことは明らかである。このような支配構造においては、少数株主・株主共同の利益の保護が重要である一方、当社は指名報酬委員会などコーポレートガバナンス・コードにおいて推奨されている少数株主利益保護のための任意の仕組み¹がほとんど導入されていない。また業界再編の機運が高まり、創業家の利益と株主共同の利益が相反する可能性がある統合への対応が取締役の重要な役割となる中で、現在の当社の独立社外取締役3名のうち、企業経営の経験を有するのは井上氏のみであり、取締役会に助言し業務執行を監督するには著しく不十分な布陣となっている。M&Aなどに知見を持ち、高い独立性を持つ社外取締役を取締役会に追加することで当社の企業価値向上が望める。

(3) 候補者の略歴等

池井 良彰（いけい よしあき）		生年月日：1957年5月4日生
		所有する当社の株式の数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1981年4月	三菱商事株式会社 入社	
1996年4月	株式会社オークネット 執行役員経営戦略室長	
2001年10月	株式会社レコフ 常務執行役員兼大阪支店長	
2007年11月	株式会社MAパートナーズ 代表取締役（現任）	
2012年7月	ストレックス株式会社 専務取締役	
2017年6月	日本ライフライン株式会社 社外取締役（現任）	
	<重要な兼職の状況> 株式会社MAパートナーズ 代表取締役 日本ライフライン株式会社 社外取締役	

¹ 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日）（以下「コーポレートガバナンス・コード」） 原則4-10

(特別利害関係の有無) 池井氏と当社との間に、特別の利害関係はない。

■ 取締役候補者とした理由

池井氏は日本初の M&A 専門会社である株式会社レコフの創業に 1990 年から参画し、長年にわたり M&A 業界の第一人者として活躍されており、M&A に関する豊富な経験と知見を有し、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有する。今日のドラッグストア業界は大手による寡占化が進むなど、業界再編の機運が高まりを見せており、M&A による企業価値向上という選択肢が重要となるところ、池井氏は M&A 業界の専門家として当社経営陣に適切な助言や提言を行うことが期待できる。また池井氏は上場企業である日本ライフライン株式会社において、社外取締役として指名・報酬諮問委員会や投融資委員会の委員を務めており、社外取締役としての経営陣監督についても豊富な実務経験を有する。池井氏はかかる専門性及び知見に基づき、当社の取締役会に助言し、その業務執行を適切に監督できると期待できる。

以上の理由から、オアシスは、池井氏を社外取締役として選任することを提案する。

(注) 池井氏は社外取締役候補者である。

2. 議題 2：定款一部変更の件（筆頭独立社外取締役の選任）

(1) 議案の要領

現行の定款に以下の条文を追加し、第 23 条以降を、各々 2 条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(独立社外取締役・筆頭独立社外取締役)

第 23 条 当社は、東京証券取引所の独立性基準に準じて独立性を有する社外取締役（以下「独立社外取締役」という。）を選任する。

2 独立社外取締役が複数選任された場合は、互選により、筆頭独立社外取締役を選定する。

(筆頭独立社外取締役の職務)

第 24 条 筆頭独立社外取締役は、独立社外取締役を主導し、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 独立社外取締役間の議論及び認識共有の主導
- (2) 独立社外取締役と社内取締役及び経営陣との意思疎通の仲介
- (3) 社外取締役と監査役又は監査役会との連携の主導
- (4) 株主との対話の主導
- (5) 前 4 号に定める職務を行うために必要な連絡、調整及び体制整備の実施

(2) 提案の理由

オアシスは複数回にわたり、株主として当社の経営に関し建設的な対話を行うため、代表取締役、IR担当取締役及びその他の取締役との面談を求めたが、当社は、複数回にわたる弊社の要請を一切拒絶し、オアシスが社外取締役に対して直接接触を計る行動を見せて、ようやく、社外取締役ではなくIR担当取締役との面談が設定された。また、当社は代表取締役社長及びIR担当取締役は、原則として投資家と対話せず、投資家からのフィードバックを直接は受け取らないとしており、取締役による株主との対話体制が不十分である。このような、株主との対話を拒むような姿勢はコーポレートガバナンス・コードや社外取締役ガイドライン²などに明確に反しているだけでなく、株主との対話により生まれ得る企業価値向上の機会を逸する恐れがある重大な問題である。そこで、オアシスは、株主との対話において主導的な役割を担う筆頭独立社外取締役の選定を提案する。

3. 議題3：定款一部変更の件（指名報酬委員会の設置）

(1) 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第42条以降を、各々6条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 指名報酬委員会

（指名報酬委員会の設置）

第42条 取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置する。

（指名報酬委員会の構成）

第43条 指名報酬委員会は、取締役のみにより構成され、その委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

2 指名報酬委員会の委員は、互選により指名報酬委員会の委員である社外取締役を指名報酬委員会の委員長として選定する。

3 社内取締役のうち、当社の株式又は議決権の保有割合が5%以上である者は、指名報酬委員会の委員に就任することができない。

4 次の各号に定める者が、自己又は他人の名義において保有する当社の株式又は議決権は、社内取締役が保有するものとみなす。

(1) 当該社内取締役の3親等内の親族

(2) 法人その他これらに類する一切の団体（以下、「法人等」という）であって、当該社内取締役又は当該社内取締役の3親等内の親族が、自己又は他人の名義において、株式、出資若しくはこれらに類する持分又は議決権を、50%を超えて保有するもの

² 経済産業省「社外取締役の在り方に関する実務指針（社外取締役ガイドライン）」（2020年7月31日） 第2章6 投資家との対話やIR等への関与

- (3) 当該社内取締役又は当該社内取締役の3親等内の親族が代表権を有する法人等

(指名報酬委員会の委員の選任方法)

第44条 指名報酬委員会の委員は、定時株主総会が終了した後に開催される取締役会の決議によって選任する。ただし、当該委員が退任する場合その他必要な場合には、当該委員は、臨時取締役会の決議により選任することができる。

(指名報酬委員会の任期)

第45条 指名報酬委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(指名報酬委員会への諮問事項)

- 第46条 指名報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会は、指名報酬委員会の意見を尊重して、その決定を行う。
- (1) 株主総会に提出する取締役の選任又は解任議案の原案
 - (2) 取締役会に提出する代表取締役及び役付取締役の選定、解職、職務分担の原案
 - (3) 取締役の選定方針
 - (4) その他取締役の選解任に関する事項
 - (5) 株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案
 - (6) 各取締役の具体的な報酬額（取締役が当社の使用人を兼務する場合における使用人としての報酬額を含む）
 - (7) 取締役及びその3親等内の親族並びにこれらの者が、自己又は他人の名義において、株式、出資若しくはこれらに類する持分又は議決権を、50%を超えて保有する法人その他これらに類する一切の団体に対する、有償又は無償による新株予約権、株式又は社債の発行及び割当てに関する事項（報酬その他の名目及び有利発行であるか否かを問わない）
 - (8) その他取締役報酬に関する事項

(指名報酬委員会規則)

第47条 指名報酬委員会に関するその他の事項は、法令又は本定款のほか、指名報酬委員会が定める指名報酬委員会規則による。

(2) 提案の理由

当社は、スキルマトリクスなどの取締役の選任に関する方針・手続を開示していない³。また、創業家出身者兼大株主である取締役が強い影響力を有する取締役会において、コーポレートガバナンス・コードに基づき、公正かつ高い透明性をもって、経営陣幹部や取締役自身の選解任を適切に実行すること⁴についてはその実効性に疑問が残る。更に、当社は、株主総会決議なく、建前上は公正価格での発行として、事実上は役員報酬

³ 当社コーポレートガバナンス報告書 補充原則4.10.1及び4.11.1についての説明

⁴ コーポレートガバナンス・コード補充原則4-3①

としての性質が疑われる形で創業家への新株予約権の発行を行うなど、相反関係にある株主共同の利益と創業家の利益の調整能力について、現状の取締役会による手続きでは懸念が残る。創業家から独立した立場から株式・新株予約権の発行を含めた、指名と報酬について監督が行われることに対する要請が強く、社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会を設置し、取締役指名及び報酬決定手続きの独立性、客観性と説明責任を強化⁵すべきである。

4. 議題 4：社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件

(1) 議案の要領

各社外取締役の基本報酬の額を、1人当たり、1事業年度につき10,000,000円とする。

(2) 提案の理由

当社が、創業家出身兼大株主である取締役が強い影響力を有する取締役会の業務執行を適切に監督し、企業価値を向上させるためには、経験豊富かつ有能な人材を社外取締役として選任することは必須である。そのためには、社外取締役に対しその役割に見合う正当な報酬を支払わなければならない。しかし、当社の社外取締役に対する報酬は、第24期の取締役報酬総額1億2,100万円で、社外取締役の報酬は4名で計1,400万円、第23期の取締役報酬総額1億4,600万円で、社外取締役の報酬は2名で計600万円にとどまる。このような低廉な報酬では、優秀な人材の確保は困難である。また、真に有能で独立している取締役候補を惹きつけるために、報酬の予見可能性を高めるという観点からも、現状の慣行の総額での上限を設定するのではなく、個別での上限設定を行うことが望ましいと考えられる。そこで、オアシスは社外取締役1人当たりの固定報酬額を年額1,000万円とすることを提案する。

5. 議題 5：社外取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬額決定の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とすることが承認されているが、今般、当社の社外取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の社外取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役に対し、社外取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として新たに、個別に、年額3百万円の金銭報酬債権を付与する。譲渡制限期間は、付与から3年以内とする。当該金銭報酬債権の具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

社外取締役に株式報酬を支給することにより、株価の騰落と報酬を連動させ、取締役会が株価を安定的に向上させる施策を講じるように監督するインセンティブが生じる。また、当社の取締役会は当社の創業家出身兼大株主である社内取締役がその多くを占め、創業家の強い影響力下にあり、一般株主の利益を毀損し得る構造的な問題がある。株式報酬の導入により、社外取締役自身が少数株主の立場に置かれ、一般株主の利益を公平

⁵ コーポレートガバナンス・コード補充原則4-10①

に代表することがより期待できる。そこで、オアシスは、社外取締役を対象とする事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを提案する。

以上